

# 住民税非課税世帯などの皆さんへ

## 「臨時特別給付金」を給付しています

給付金の支給額：1世帯当たり10万円

対象となる世帯と申請方法：①と②のいずれかにあてはまる世帯が支給対象です

### ①令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

支給対象と思われる世帯には、2月14日付けで「確認書」を郵送しました。まだ確認書を提出していない方は必要事項を記入し、5月13日(金)までに返信してください。

### ②令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

給付金を受け取るには、申請が必要。本人確認書類、振込先の通帳やキャッシュカード、源泉徴収票や給与明細などをご準備のうえ、お問い合わせください。

▶申請期間／9月30日(金)まで

※収入の種類は、給与、事業、不動産、年金です。

※住民税非課税世帯(上記①)として、すでに支給された方は対象外です。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(例)住民税非課税となる年間給与収入の目安/単身の場合：93万円以下、本人と子(1人)の場合138万円以下、本人と配偶者と子(1人)の場合168.3万円以下

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



問い合わせ先/役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

## エコの すすめ



町では、ごみの不法投棄やポイ捨てから自然環境を守り引き継いでいくため、「自然の番人宣言」を行っています。



## 春の一斉清掃が始まります!

### ごみ処理手数料「無料」・ごみ袋の配布を実施!

地域の清掃活動や道路などの公共の場所をボランティアで清掃して出たごみは申請することで、無料で処分できます! 清掃活動に必要なごみ袋の配布も行っています。

### ★事前に申請の手続きが必要になります★

- ・申請対象/自治会・ボランティアで清掃を行う団体・企業
- ・申請時期/随時
- ・申請方法/役場環境生活課窓口・川湯支所窓口までお越しください。
- ・ごみ袋の配布/必要な枚数をお渡ししますので申請時にお知らせください。
- 詳しくはお問い合わせください。



ごみは分別し、決められた場所に出しましょう。

**不法投棄は犯罪です!**

～法律により、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます～

### 清掃活動の際などぜひ ご利用を!

5～6月の間、美留和処理場は、**第1・第5日曜日**も開場しています!

#### ◆営業時間

- 平日 月曜～金曜(祝祭日含む) 9時～16時まで
- 土曜、第2・4日曜日 (5月～6月は第1・第5の日曜日) 9時～正午まで

美留和処理場の5～6月の営業について、ご不明な点があれば、役場環境生活課環境係までお問い合わせください。

問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

## 令和4年度 高齢者肺炎球菌予防接種助成の実施

「令和5年4月1日までに65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方」および「満60歳以上65歳未満で(2)の条件に該当する方」が対象です。過去に1回でも接種している方は対象になりません。

### 1. 助成対象者

(1)下表の生年月日の方

対象年齢	生年月日
65歳	1957(昭和32)年4月2日～1958(昭和33)年4月1日
70歳	1952(昭和27)年4月2日～1953(昭和28)年4月1日
75歳	1947(昭和22)年4月2日～1948(昭和23)年4月1日
80歳	1942(昭和17)年4月2日～1943(昭和18)年4月1日
85歳	1937(昭和12)年4月2日～1938(昭和13)年4月1日
90歳	1932(昭和7)年4月2日～1933(昭和8)年4月1日
95歳	1927(昭和2)年4月2日～1928(昭和3)年4月1日
100歳	1922(大正11)年4月2日～1923(大正12)年4月1日

(2)満60歳以上65歳未満のうち、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する厚生労働省令に定める方。

2. 助成回数/1回接種 ただし、過去に1回でも接種している方は対象になりません。
  3. 実施医療機関/摩周厚生病院・布施医院・弟子屈クリニック・美里クリニック・川湯の森病院
  4. 自己負担額/70歳以下～2,000円 75歳以上～1,000円
  5. 申し込み方法/予防接種を希望する方は、役場に申し込みの上、各医療機関で予約をしてください。
  6. 申込締切/令和5年3月10日(金) 町民であることと年齢の確認できる保険証など提示してください。
- ※65歳の方は初めての助成になりますので、個別で案内します。

**歯周疾患検診の対象と受診場所を拡充しました!**

従来の40歳・50歳・60歳に加え、歯周疾患になりやすい妊婦も対象に追加しました。

また、総合健診を受診される方が同日に歯周疾患検診を受診できる日程を設けました。ご希望の方は秋の健診になりませんが、お申し出ください。7月頃に広報チラシでもご案内します。

**新規事業を紹介します!**

**【お知らせ】**

○日本脳炎ワクチンについて

全国的に不足していた日本脳炎ワクチンですが、徐々に流通が確保されてきています。接種の延期にご協力をいただいた方にお礼申し上げます。今後、必要な方と今度案内を控えている方に個別に通知を送付します。

○子宮頸がんワクチンについて

子宮頸がんワクチンの個別案内が再開されました。これまで接種機会を逃してしまつた平成9年度～平成17年度生まれまでの女性を対象に案内予定です。本来の定期接種の対象者にも、予防接種を同封して案内します。

○特定不妊治療費が保険適用になります

令和4年度から、人工授精などの「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精などの「生殖補助医療」が保険適用となり、今までの北海道の助成と町の助成は終了します。

経過措置として、年度をまたぐ1回の治療については助成の対象となりますので、対象となる方は釧路保健所健康推進課保健係(☎0154・65・5824)にご相談ください。

また、北海道の助成が対象となる場合は町の助成も対象となりますので、お問い合わせ先までご相談ください。

☎ 問い合わせ先/役場健康推進課健康係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

おたふく(流行性耳下腺炎)は、難聴の原因にもなる感染症です。予防接種で予防しましょう!

対象は1歳から就学前までの間で、助成回数は1回です。対象者には案内を郵送しますが、希望する方は問い合わせ先までお申し込みください。

○日本脳炎ワクチンについて

全国的に不足していた日本脳炎ワクチンですが、徐々に流通が確保されてきています。接種の延期にご協力をいただいた方にお礼申し上げます。今後、必要な方と今度案内を控えている方に個別に通知を送付します。

○子宮頸がんワクチンについて

子宮頸がんワクチンの個別案内が再開されました。これまで接種機会を逃してしまつた平成9年度～平成17年度生まれまでの女性を対象に案内予定です。本来の定期接種の対象者にも、予防接種を同封して案内します。

○特定不妊治療費が保険適用になります

令和4年度から、人工授精などの「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精などの「生殖補助医療」が保険適用となり、今までの北海道の助成と町の助成は終了します。

経過措置として、年度をまたぐ1回の治療については助成の対象となりますので、対象となる方は釧路保健所健康推進課保健係(☎0154・65・5824)にご相談ください。

また、北海道の助成が対象となる場合は町の助成も対象となりますので、お問い合わせ先までご相談ください。

☎ 問い合わせ先/役場健康推進課健康係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

## むし歯のなかったお子さん



みに こうせい 三谷 幸誠くん



たなか とわ 田中 翔和くん



すすきだ ゆず 薄田 結珠ちゃん



たかはし さな 高橋 咲那ちゃん



はせ あらた 長谷 新太くん